



平成 20 年 3 月 1 2 日

各 位

会社名 高 島 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 高島幸一
(コード番号 8 0 0 7 東証第 1 部)
問合せ先 経理エグゼクティブ 山田 陽
(TEL. 03-3567-0755)

債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

当社の取引先である俣野株式会社が、平成 20 年 2 月 28 日付で大阪地方裁判所に民事再生法の適用を申請したことに伴い、下記の通り当該取引先に対する債権について取立不能のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 債務者の概要

商号	俣野株式会社
本店所在地	大阪市淀川区西中島 2-11-29
代表者氏名	俣野 幸昌
資本金	3,000 万円
事業内容	繊維資材卸売業

2. 債務者に生じた事実及び事実が生じた年月日

平成 20 年 2 月 28 日 民事再生法適用申請 (大阪地方裁判所)

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

売掛金	28,427 千円
受取手形	98,962 千円
計	127,430 千円 (純資産額に対する割合 1.43%)

4. 当該事実が当社に与える影響

当該債権につきましては、全額貸倒引当金を計上いたします。

なお、当期の業績への影響は、本日公表の「業績予想及び配当予想の再修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上